

令和4年2月16日14時00分
資料配布 近畿地方整備局
猪名川河川事務所

猪名川で10%取水制限を実施します

～ 開始日時：令和4年2月17日（木）午前10時 ～

猪名川流域では少雨傾向が続いていることから、一庫ダムの貯水率は低下しており、今後まとまった降雨がなければさらに低下するおそれがあることから、猪名川渇水調整委員会を開催し、水利使用調整をした結果、令和4年2月17日から、水道用水・農業用水とも10%の取水制限を実施することとなりました。

■ 猪名川渇水調整委員会の決定事項（令和4年2月16日）

取水制限について

（1）制限率

水道用水10% ・ 農業用水10%

（2）対象水利権

一庫ダム下流から神崎川合流点までの水道用水及び農業用水の水利使用

（3）取水制限の時期

令和4年2月17日（木）午前10時から

（4）取水制限の基礎となる水量：

水道用水 令和4年1月の最高取水実績（日）

農業用水 令和2年秋期から令和3年春期の期間の最高取水実績（日）

※ 猪名川での前回の取水制限は、令和2年12月21日～令和3年4月5日（106日間）実施され、2年連続の取水制限となります。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所

副所長 松原 裕司（まつばら ゆうじ）

占用調整課長 井上 崇（いのうえ たかし）

電話 072 - 751 - 1111（代表）